特集 石戸蒲ザクラ 国指定100年

令和4年10月12日は、「石戸蒲ザクラ」が国の天然記念物に指定されてから100年を迎える日です。
蒲ザクラはこの指定を受けて「日本五大桜」となり、日本を代表する桜として全国的にその名を広めました。
同時に、蒲ザクラは地元、そして北本にとってかけがえのないシンボルとして、今日まで大切に守られてきました。
今回は、今からちょうど100年前、蒲ザクラが国の天然記念物に指定された当時のお話をご紹介します。

問文化財保護課文化財保護担当（☎594-5566）

石戸蒲ザクラの調査

大正11年4月、天然記念物指定の候補となった蒲ザクラの詳細な調査を行うため、当時の内務省が現地調査を実施しました。指定候補となるまでのいきさつを示す資料は見つかっていませんが、江戸時代から文人に知られ、複数の書物に紹介されていたことは、候補に選出される重要な要素だと思われます。

調査にあたったのは、大日本史跡名勝天然記念物調査員として来村した三好学博士です。桜研究の第一人者として知られる人物で、この調査以前から自身の研究のため、たびたび蒲ザクラの調査に訪れていたことがわかっています。

内務省が埼玉県にあてた文書を見ると、三好博士は上野から高崎線に乗って現地調査に訪れたことがわかります。当時はまだ北本駅がなかったため、桶川駅で下車し、現地へ向かったようです。石戸村役場の職員も、埼玉県の担当者から「巻き尺などを用意して同行するように」と求められ、調査に立ち会っています。

残念ながら調査当日の記録は残されていませんが、この調査は当時の複数の新聞にも報道されるほど大々的なものであったようです。

三好学博士肖像
（岐阜県恵那市教育委員会提供）
東京帝国大学教授として植物学を専門に修める。日本に記念物の概念を広めた人物であり、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の成立にも大きく貢献した。

国指定を受けた石戸蒲ザクラ

書類審査や三好博士の調査の結果、蒲ザクラは「古来より有名な巨樹であった」ことや「特殊な種類」であることが大きな価値として認められ、当時の内務大臣により天然記念物として指定を受けました。

このことを知らせる国の官報には、蒲ザクラのほかに「山高神代桜（やまたかじんだいざくら）」（山梨県）、「三春滝桜（みはるたきざくら）」（福島県）、「根尾谷淡墨桜（ねおだにうすずみざくら）」（岐阜県）、「狩宿下馬桜（かりやどげばざくら）」（静岡県）が併記されています。この5本の桜はいずれも巨大であったため、「日本五大桜」と呼ばれることになります。

蒲ザクラの指定台帳には、調査を行った三好博士自身の名を冠した学名（*Prunus media Miyos*）とともに、指定の理由や桜の形態について記されています。根元から4本の幹が分かれ、その根元の周囲は三丈六尺（約11m）に及ぶとあり、当時の威容が感じられます。

そして、保存の要件として「公益上やむを得ない場合を除いて絶対に保存すること」と厳しく保護にあたることを求める内容が記されています。

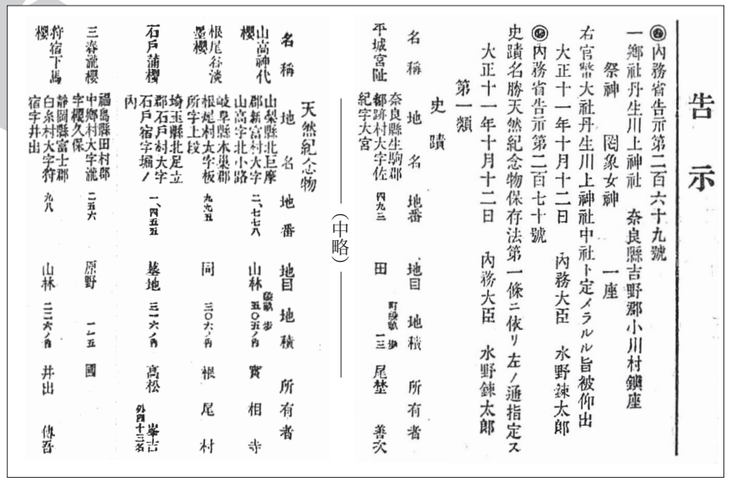

告示

◎内務省告示第二百六十九號
一郷社丹生川上神社　奈良縣吉野郡小川村鎮座
祭神　罔象女神　一座
右官幣大社丹生川上神社中社ト定メラルル旨被仰出
大正十一年十月十二日　内務大臣　水野錬太郎
◎内務省告示第二百七十號
史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
大正十一年十月十二日　内務大臣　水野錬太郎
第一類
史蹟

名稱	地名	地番	地目	地積	所有者
平城宮阯	奈良縣生駒郡都跡村大字佐紀字大宮	四九三	田	町歩畝 歩 一三	尾埜善次

（中略）

天然紀念物

名稱	地名	地番	地目	地積	所有者
山高神代櫻	山梨縣北巨摩郡新富村大字高宇北小路	二、七七八	山林	畝歩 五〇五ノ一	實相寺
根尾谷淡墨櫻	岐阜縣本巣郡根尾村大字板所字上枝	九九五	同	三〇六ノ一	根尾村
石戸蒲櫻	埼玉縣北足立郡石戸村大字内石戸宿字堀ノ内	一、四五五	墓地	三一六ノ一	高松崇吉 外四十三名
三春滝櫻	福島縣田村郡中郷村大字滝字櫻久保	二五六	原野	一、〇五	國
狩宿下馬櫻	静岡縣富士郡白糸村大字狩宿字井出	九八	山林	三一六ノ一	井出傳吾

石戸蒲ザクラの国指定を伝える官報（大正11年10月12日）　出典：国立国会図書館
（北本市教育委員会にて作成・加工）

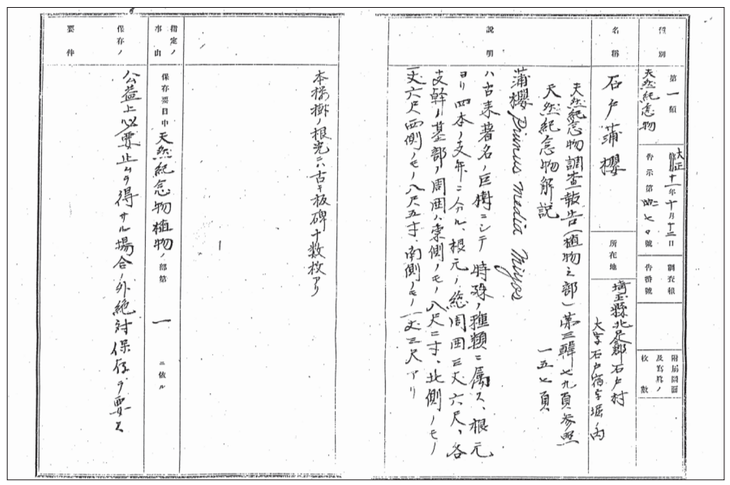

種別　第一類　天然紀念物
指示年月日　大正十一年十月十二日
調査年月日
名稱　石戸蒲櫻
所在地　埼玉縣北足立郡石戸村大字石戸宿字堀内
説明
天然紀念物調査報告（植物之部）第二輯一九頁参照
天然紀念物解説
蒲櫻 *Prunus media Miyos*
八吉来書名ノ巨樹ニシテ特殊ノ種類ニ属ス、根元ヨリ四本ノ支幹ニ分ル、根元ノ総周囲ハ三丈六尺、各支幹ノ基部ノ周囲ハ東側ノモノ八尺二寸、北側ノモノ六尺四側ノモノ八尺五寸、南側ノモノ一丈三尺ヤリ
指定ノ事由
保存要件中天然紀念物植物ノ部第一ニ依ル
保存ノ要件
公益上ヤムヲ得ザル場合ノ外絶対保存ノ要ス
本務掛根元ニ古キ板碑十数枚アリ

石戸蒲ザクラの指定台帳

指定当時の石戸蒲ザクラ（大正11年ころ）
幹は4方向に分かれて伸び、石垣に囲まれた木の根元にはいくつもの板碑が立てかけられている。